

エネルギー使用合理化漁船等適合指針

漁船、船内に設置する漁ろう用機器（システムを含む）及び養殖・水産加工用機器が、エネルギー使用合理化に資するものであって、下記(1)及び(2)の条件に適合していることを確認すること。

1. 指針

(1) 省エネルギー効果

漁船等に設置する機器、装置、設備及び建造又は改造しようとする漁船の省エネルギー効果が、下記①、②又は③の何れかの基準に適合していること。

①改造しようとする漁船は、設置する機器、装置又は設備が従来同等品と比較して、省エネルギー効果が約10%以上見込まれるものであること、または、漁船全体として、省エネルギー機器、装置、システム又は省エネ船型、設備等を施したことにより、約5%以上の省エネルギー効果が見込まれるものであること。

②建造しようとする漁船は、被代船の燃料消費量と比較して、省エネルギー効果が約10%以上見込まれるものであること。

考え方：漁船が出港から帰港までの一操業期間における1日当たりの平均燃料消費量（リットル／日、又はキロリットル／日）が、従来に比較して改造の場合で5%、建造の場合で10%以上の低減がなされるもの。

③養殖・水産加工用機器、装置又は設備は従来同等品と比較して、省エネルギー効果が確実に見込まれるものであること。

(2) 省エネルギー設備等

省エネルギー効果が高い設備であって、以下のいずれかに適合すること。

①主機関動力利用システム

（発電用機関の設置台数を削減して、主機関により発電機、冷凍用圧縮機、漁ろう用油圧ポンプ等を駆動するシステム。）

②環境保全型機関等

（2サイクルから4サイクルへの換装など）

③電気推進システム

（以下を組み合わせたもので、当該システムを採用することに伴う船体設計を含む。）

・発電用原動機及び発電機に構成される発電ユニット

・配電盤、インバーター（又はコンペニ式始動器）により構成される配電・制御ユニット

・推進器駆動用電動機、推進器等により構成される推進ユニット

④プロペラ

（可変ピッチプロペラ（主機関動力利用システムの一部として採用する場合、又は固定ピッチプロペラを可変ピッチプロペラに換装する場合は、自動負荷制御装置を装備すること。）、二重反転プロペラ、プロペラボス取付翼等）

⑤船体（設計を含む。バトックフロー船型の導入等）

⑥漁ろう機器、設備

（LED集魚灯、各種電動機の力率改善装置、軽量化網等）

⑦冷凍機器、設備

（電子式膨張弁による自動制御化、冷凍機駆動用電動機の力率改善装置、魚そう魔法瓶化、魚そう細分化等）

⑧排ガスエコノマイザー

⑨上記以外で、省エネルギー効果が高いことが証明可能（第三者機関等による試験データ等を提示）な機器等

2. 上記基準を確認するため、申請時に必要な書類等（＊計画段階のもので可）

- ・省エネルギー機器等の仕様書（図面を含む）
- ・燃費試算書、機関性能曲線、電力調査票等の根拠データ
- ・主要目表（ex.LBD、GT、主機・補機出力、速力等）
- ・原油換算燃料使用量（様式は任意。A4用紙で1～2枚程度）

等

注1：原油換算

■ ガソリン 1 k l = 原油	0. 89
■ 軽油 1 k l = 原油	0. 99
■ A重油 1 k l = 原油	1. 01
■ C重油 1 k l = 原油	1. 08

注2：「建造」する場合は、漁船所有者が保有する漁船の解撤又は売却が前提となる。

以上